

生徒指導部 指導方針

【1】基本方針

「人を思い、人とつながり、人に役立つ」

礼儀を重んじ他人の人格を尊重すると共に、自己の品位を高めるように心がけることができる人材の育成

【2】重点目標

- 1 「基本的生活習慣」の確立
- 2 「主体的活動」の推進
- 3 「環境美化」の推進
- 4 「交通安全教育」の推進

【3】具体的な取組

- 1 「基本的生活習慣」の確立
 - (1) 規律正しい生活習慣の育成
地域・学校・保護者との連携の充実
あいさつ運動の実施
 - (2) 服装・頭髪指導
毎学期2回以上の服装・頭髪指導
違反を繰り返す生徒の個別指導
 - (3) 授業への意欲的な取組の指導
携帯電話のマナー指導等
- 2 「主体的活動」の推進
 - (1) 生徒会活動及び部活動の活性化
 - (2) 学年・ホーム・系学科・専攻での活動の活性化
- 3 「環境美化」の推進
 - (1) 掃除の徹底
 - (2) 地域の清掃
- 4 「交通安全教育」の推進
 - (1) 全校生徒に対する交通安全指導
交通委員・教員合同での街頭指導
 - (2) バイク通学生に対する交通安全指導
交通安全教室
 - (3) 通学バイク・自転車の点検

【4】賞罰に関する規定

- 1 次の生徒は賞せられる。
 - (1) 学習活動の特に優秀な生徒
 - (2) 部活動において顕著な業績を得た生徒
 - (3) 校風の振起に特に功績のあった生徒
 - (4) 他の生徒の模範となる生徒
- 2 高知県立高等学校則により、次の生徒は退学を命ぜられることがある。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒
 - (2) 学力劣等で修業の見込みがないと認められる生徒
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない生徒
 - (4) 学校の秩序を乱し、本校の生徒としての本分に反した生徒

【5】生徒指導部指導規程

1 特別な指導の対象となるおもな行為

- ① 交通関係 無免許運転・免許無断取得・教習以外の自動車運転（同乗を含む）等
 - ② 不正行為 カンニング（未遂も含む）・不正乗車等
 - ③ 粗暴行為 暴力・恐喝・傷害・暴言・器物損壊等
 - ④ いじめ行為 誹謗中傷（インターネット上を含む）・他人に精神的または身体的に苦痛を与える行為
 - ⑤ ぐ犯行為 窃盗・万引・薬物乱用・飲酒・喫煙（タバコ等所持を含む）・不健全娯楽（パチンコ店等の遊技場への出入り）・深夜徘徊（午後10時以降から午前4時までの外出は条例で禁止されている）等
 - ⑥ サイバー犯罪 インターネット等の不正アクセス・盗撮・個人情報拡散等
 - ⑦ その他 無許可のアルバイト・怠学行為・授業妨害・校則や規定違反・選挙等に関する違反等
- ※ 問題行動等が判明した場合、事実確認の上、生徒指導委員会・職員会議を経た後、管理職から保護者同席で指導内容等を伝える。

2 服装・頭髪等に関する規定

- ① 登下校には本校の制服を着用することを基本とする。
- ② 就職試験等に臨む服装・頭髪を基準とし、「4 服装・頭髪規定」に記す。
わからない場合は相談すること。

I 通学に関する心得

【1】徒歩での通学について

交通ルール・マナーを守り、安全に十分注意をして、各自が事故にあうことがないようにすること。
特に「食べ歩き」、「歩きスマホ」、「ゴミのポイ捨て」はしないこと。

【2】自転車での通学について

- 1 交通ルール・マナーを守り、各自が事故にあうことがないようにすること。
- 2 通学に使用する自転車は、整備・点検に心がけ、学校指定のステッカーを貼ること。
- 3 ヘルメット着用を心がけ、自分自身を守る意識を持つこと。

【3】公共交通機関を利用する通学について

公共マナーを守り、周りに迷惑のかからない利用を心がける。
特に、乗車場所等に「ゴミのポイ捨て」や、「大声での会話」など、他人に不快と思わせる行動をしないこと。

Ⅱ 原付免許取得について

1 原付免許取得に関して

- (1) 免許は原動機付自転車（原付バイク）の免許とする。
- (2) 免許取得を許可するのは、1年次の学年末成績会議で進級が決定した者とする。
- (3) 原付免許取得説明会に参加すること。（1年次2月末）
- (4) 交通安全協会が発行する「運転記録証明」を取得すること。
- (5) 原付免許取得願をホーム担任・生徒指導部に提出すること。
- (6) 免許取得の時期は、1年次の学年末試験終了以降の長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）に限る。
- (7) 免許の無断取得、無許可通学はしないこと（生徒指導の対象になる）。
- (8) 道路交通法違反や事故に遭遇した場合、速やかにホーム担任・生徒指導部に報告すること。
- (9) 学校指定の原付バイク交通安全運転講習会には必ず参加すること。
- (10) 通学にバイクを使用できるのは学校に許可された生徒のみとする。
- (11) プライベートでのバイクの使用は保護者等の責任のもと使用する。
- (12) バイクの貸し借りはしないこと。

2 原付バイク通学許可条件

- (1) バイク通学は許可制とし自宅が最寄り駅または学校まで6km以上離れていることを基本とする。
 - ① 自宅から最寄り駅までの通学が許可される生徒
対象地域：窪川、大野見、上ノ加江、越知の中学校区内に住所がある生徒
 - ② 自宅から学校までの通学が許可される生徒
対象地域：高岡、戸波、土佐南、浦ノ内、南、上分、葉山、東津野の中学校区内に住所がある生徒
 - ③ 通学上の交通手段が不便で配慮を必要とする地域
- (2) 登録した原付バイク以外での通学はしないこと。
- (3) バイク通学生はナンバー登録用紙を提出し、ヘルメットとバイクには必ず学校指定のステッカーを所定の場所（ヘルメット後部、バイク後部）に貼り付けること。
- (4) 校外でのクラブ活動や学校行事への移動手段としてバイクを使用することは、原則認めない。

3 通学に使用できる原付バイクについて

- (1) 原動機付自転車（50cc以下）のスクーター形式（ノークラッチ）のみとし、スポーツタイプ・ビジネスタイプ等のバイクの所持及び運転は禁止。（バイクの種類については購入前に確認をすること）
（スクーター形式の例）

- (2) 新車販売時のモデルを基本とし、バイクの改造をしないこと。
- (3) ヘルメットは華美でない（白・黒・シルバーの無地）フルフェイスタイプ（JIS基準に合格したもの）を使用し、シールドは透明のものを使用すること。
- (4) 可能な限り任意保険に加入すること。（保護者等の車の任意保険に付帯することをお勧めします）
- (5) バイクの所有者は可能な限り、保護者等の名義にすること。

4 原付バイク通学生の心得

- (1) 本校が定める原付バイク通学に関する規定を遵守すること。
- (2) 免許証と共にバイク通学許可証を常に携帯すること。
- (3) 通学路を厳守し、時間の余裕をもって登校すること。(10分前登校)
- (4) 事故を起こした場合は、すみやかに警察への連絡、処理を行ったうえでホーム担任を通じて学校へも連絡をする。被害者・加害者に関わらず、必ず届け出ること。
- (5) バイクの貸し借りは絶対にしないこと。

5 原付バイクに関する交通指導について(交通違反 校内指導規程)

- (1) 警察の取り締まりによる反則金および6点未満の違反時に適用される指導

違反回数	指導方法	通学生の指導内容
1回目	報告時に口頭注意	注意のみ
2回目	生徒指導部嚴重注意 生徒指導部より保護者等宛ての交通安全教育の お願いとホーム担任より保護者等へ連絡	注意のみ
3回目 もしくは 累積6点 以上	保護者等召喚のうえ、 校長による交通安全に関する注意	原則、原付バイク通学許可停止期間30日 (但し、警察による免許停止期間が30日 以上の場合はその日数に準ずる)
4回目	違反内容を審議し指導	原付バイク通学許可停止または取消
5回目	違反内容を審議し指導	原付バイク通学許可取消

※違反・事故等の報告は、違反日等より1週間以内に届出しなければならない。怠った場合は3回目以上の指導を適用する。

※違反回数は最後の違反から1年間無事故無違反で0回に戻る。

- (2) 特別な指導の対象となる交通違反等について

以下の違反に関しては、上記の指導に加えて特別な指導の対象とする。

- ・無免許運転 ※無免許帮助・同行者も指導の対象とする。
- ・無断免許取得
- ・無保険運行
- ・整備不良(特に違法改造車両)
- ・速度違反を含む免許になる違反(30km/h以上)
- ・不正再交付による運転
- ・定員外乗車(自転車等けん引含む)
- ・運転時の携帯電話等使用
- ・あおり運転
- ・バイク借用(他人のバイクを借りて乗車)

- (3) その他の違反

その他の違反に関しては、生徒指導委員会で審議された指導を行う場合がある。

Ⅲ 自動車学校通学・運転免許取得について

【1】取得を許可する免許の種類

第一種普通自動車運転免許（A T限定免許を含む）・準中型自動車運転免許のみとする。

【2】取得を許可する条件

- 1 3年生であり、卒業見込みが立っている生徒。
- 2 保護者とホーム担任との同意が確認できている生徒。

【3】取得に関して

- 1 自動車運転免許取得説明会を保護者同伴で参加すること。
- 2 保護者及びホーム担任を通じて、「免許取得申請書」を生徒指導部へ提出すること。
- 3 生徒指導部より「自動車学校入校許可証」を受け取り、自動車学校への通学時には常時携帯すること。
- 4 自動車学校への入校は、2学期中間考査終了日以降とする。
- 5 免許センターでの筆記試験の受験は、卒業考査終了以降とする。
- 6 普通免許証を取得後は、保護者の責任において卒業まで絶対に運転をさせないこと。
- 7 学業に支障がない範囲で自動車学校に通学すること。

【4】その他

- 1 課業日の受験・その他、免許取得に関する出席は、欠席扱いとする。
- 2 考査発表中および考査中の自動車学校への通学は認めない。

【5】指導対象となる場合

- 1 上記に違反して自動車学校通学・運転免許を取得した場合、あるいは取得しようとしている場合。
- 2 卒業式以前に、正規の教習以外に仮免許で自動車を運転した場合。あるいはその自動車に同乗した場合。

IV 服装・頭髪規定

頭 髪	男 子	髪 の 長 さ	前	目にかからないこと
			横	耳にかからないこと
			後	襟にかからないこと
		パーマネット		・禁止 ・注意及び指導を受けた場合は速やかに直すこと
		カール		
		眉額等の剃り込み		
	毛染め、脱色			
	極端な刈り上げ			
	女 子	髪 の 長 さ	前	前髪をおろす場合は目にかからないこと
			後	肩より長い場合は、結ぶことが望ましい
パーマネット		・禁止 ・注意及び指導を受けた場合は速やかに直すこと		
カール				
毛染、脱色				
眉の剃り込み				
ゴム紐		派手でないもの		
ヘアピン		(ヘアバンド・リボン等は禁止)		

服 装	男 子	カッターシャツ下の下着	派手でないもの	
	女 子	スカートの長さ	膝の範囲とする	
			アジャスター付なのでベルトは禁止	
		スカートの下にジャージをはかない		
		ストッキング・タイツ	黒・紺・肌色の無地	
	ブラウス下の下着		派手でないもの	
	男 女 共 通	マフラー・防寒着		派手でないもの
		<化粧を含む装飾品はすべて禁止> イヤリング、ピアス、指輪、ネックレス、サングラス、口紅、マニキュア、アイシャドウ、色つきリップ等		
		靴	運動靴	自由
			革靴	黒またはこげ茶色
ソックス		白・黒・紺の無地 ワンポイント可		
ベルト		黒・茶		
シャツはスラックス・スカートより出さない				

■年間制服着用規則表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ブレザー	→	※	※	※	※	※	※	→				
ネクタイ	→	※	※	※	※	※	※	→				
ポロシャツ●		→										

●購入自由

※「着用しなくともよい」

■販売店と制服メーカー

お洒落工房イチカワ	須崎市緑町4-53	TEL 0889-43-0305	制服メーカー 高知菅公学生服(株)
かどた商店	須崎市新町1-2-16	TEL 0889-42-0537	
こじまや	高知市帯屋町2丁目1-26	TEL 088-822-5551	
トクヤ	高岡郡佐川町甲1787	TEL 0889-22-1325	

V 服装・頭髪指導の実施について

服装・頭髪規程を守り、学校生活を送ること

- 1 各学期2回以上の服装・頭髪点検を行う。
- 2 注意及び指導を受けた場合は、速やかに直すこと。

VI 部活動

体 育 系	文 化 系	
陸上競技部	音 楽 部	機械工作部
相 撲 部	吹奏楽部	造 船 部
卓 球 部	美 術 部	電気工作部
ハンドボール部	書 道 部	ユニバーサルデザイン部
バスケットボール部	写 真 部	人権問題研究部
ソフトボール部	放 送 部	
バレーボール部	囲碁・将棋部	
バドミントン部	茶 道 部	
サッカー部	文 学 部	
テニス部	英 語 部	
空手道部	商 業 部	
カヌー部	食 物 部	
野 球 部	被 服 部	

VII 携帯電話の校内取り扱いについて

【1】取扱規程

校内への持ち込みを届け出制とし、許可をする。ただし、以下の条件を厳守することとする。

- 1 所定の届け出用紙に必要な事項（持ち込み理由・保護者署名・捺印）を記入のうえ、ホーム担任を通じて生徒指導部へ提出する。年度更新とする。
- 2 特別な理由がある場合に関してのみ、使用を認める。ただし、ホーム担任、副担任、各科の先生等に許可を申し出て使用することとする。
- 3 休み時間、昼休み、授業中、補習中、定期考査・追試験受験中、掃除時間中、行事（校内・校外）等の時間には電源を切り、使用（電話にふれること）厳禁とする。
- 4 定期考査及び追試験受験中に受験室内に持ち込んでいる場合には不正行為と同じ扱いとし、別途生徒指導とする。
- 5 使用条件を守れない者については指導を行うものとする。

【2】携帯電話を使用する際の注意事項

- 1 周囲の状況もよく考え、ルール・マナーに気をつけ使用すること。
- 2 歩行中や自転車・バイクの運転中には使用・操作をしないこと。
- 3 公共交通機関や公共共有場所での使用は、マナー等に十分に気をつけること。
- 4 不審なサイトなどへアクセスしてトラブルに巻き込まれないこと。

【3】違反生徒に対する指導

使用条件や注意事項を守れない者については下記の指導を行う。

1回目	ホーム担任より嚴重注意・保護者への連絡
2回目	生徒指導部より嚴重注意
3回目	保護者召喚 教頭指導 1か月間校内持ち込み禁止
4回目	保護者召喚 校長指導 校内持ち込み取り消し
5回目	生徒指導謹慎（3日）
6回目以降	職員会の決定による生徒指導（謹慎）

※届け出していない者が違反した場合は、左記の3回目からの取り扱いと同等とする

VIII アルバイトについて

高校生活を通して、将来の夢を実現するために、学業に専念することが重要である。従って、アルバイトを推奨するものではなく、特別な事情がある場合は学校に届け出をし、許可を受けるものとする。

1 アルバイトについては以下の通り規定する。

- (1) 1年生は1学期終業式までは許可しない。
- (2) 成績不振者は許可しない。
- (3) 試験期間中は禁止する。
- (4) 原則として長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみ許可する。長期休暇以外の希望者は保護者同伴で面談を行い許可する。
- (5) アルバイトに関する諸問題は保護者責任とする。
- (6) 事前に「アルバイト許可申請書」を提出すること。
- (7) 午後10時までに帰宅できること。
- (8) 高校生として、ふさわしくないものは禁止する。

※ その他に制限を受ける業務があるので、詳しいことは生徒指導部に相談すること。